

中世ドイツの領邦国家と城塞

櫻井利夫著

中世ドイツの領邦国家と城塞

櫻井利夫 著



創文社

櫻井 利夫 (さくらい・としお)

1951年宮城県生れ。1984年東北大学大学院法学研究科博士課程中退。現在、金沢大学法学部教授。

主要論文：「ドイツ中世都市におけるミニステリアーレン層」(『法学』46巻)，「14世紀前半期トリール大司教バルドゥインの治世における城塞とランデスヘルン」(『金沢法学』33巻)，「トリール大司教バルドゥインの城塞政策と領邦国家」(『金沢法学』34巻)，「トリール大司教領国における城塞と領域政策(1)―(2・完)―」(『金沢法学』38-39巻)，「ザールブルクの城塞区と城塞支配権」(『法学』63巻)。

〔中世ドイツの領邦国家と城塞〕

二〇〇〇年二月二五日
第一刷印刷
二〇〇〇年二月二八日
第一刷発行

著 者 櫻 井 利 夫
発 行 者 久 保 井 浩 俊
印 刷 者 安 達 精 治

発 行 所 株式 創 文 社

〒113-0033
東京都千代田区麹町二一六―七
電話 〇三―三三六三―七〇一
振替 〇〇二〇〇九二四七二

著者との申し合せにより検印省略

曉印刷・鈴木製本

ISBN4-423-46048-3

Printed in Japan

序

本書は、中世都市研究に続いて、私が九年間に発表してきたトリール大司教領の城塞に関する論文をすべて収録した論文集である。したがって、平成三年以後の著者の業績の大部分と考えて頂いてよい。経過した年月の長さ进行と、仕事量としては多くはなく、内心忸怩たるものがある。

本論文集に収録した論文の初出は以下の通りである。なお、初出の際と表題が異なっている場合のみ、() 内に原表題を示す。

- 第一章、『金沢法学』（金沢大学法学部）、三三卷一・二合併号（平成三年）。（原表題、「一四世紀前半期トリール大司教バルドゥインの治世における城塞とランドスヘルシャフト——城塞レーエン政策の視角から——」。）
- 第二章、『金沢法学』、三四卷二号（平成四年）。
- 第三章——三節、『金沢法学』、三八卷一・二合併号（平成八年）。
- 四——六節、『金沢法学』、三九卷一号（平成八年）。
- 第四章、未公刊。

見られるように、第四章のみが未発表論文である。既に発表した論文については、誤りや不適切な表現を訂正し、

論旨の一層の明確化を図り、若干参考文献の変更を行い、一書に纏めるために表記法を統一した以外は、実質的にはほとんど全く旧稿のままである。基本的には、現時点においても、旧稿の内実と論旨に変更を加える必要性を感じなかったためである。

また、右の初出一覧に示されているように、本書は、旧稿を公刊順に並べて章別順とすることによって構成されている。そうすることにより、私の問題関心の推移と展開が一目瞭然となり、本書全体の理解が一層容易なものになると考えたためである。さらに、問題関心のこの推移と展開——これも一つの歴史である——を目に見える形で定着させておきたいという願望のためでもある。本書を貫く私の基本的な問題関心は、大司教バルドゥイーヌ Baldwin 時代（一三〇七—一五四年）のトリール大司教領 Erzbistum Trier について、領域権力としての大司教のランデスヘルシャフトの生成と発展に対する城塞の国制史Ⅱ法制史的意義如何ということである。この問題を、第一章は大司教の城塞（守備）レーエン政策の視角から、第二章は、さらに視野を拡大しつつ、大司教の城塞（守備）レーエン政策とレーエン城塞政策の双方の視角から追究している。同時に、この二つの章では、ドイツの最近の研究動向を踏まえながら、本書が考察の対象とする一四世紀前半期という中世後期においてもなお、人的結合関係たるレーエン制が条件次第で国家形成作用を及ぼしたことも論じられる。第三章は、上述の基本的な問題関心を、貴族城塞シュミットブルク Schmittburg を巡る大司教と貴族の間の争奪戦を経とし、前の二つの章ではまだ後景に退いていた城塞区の問題を緯としつつ追究している。最後の第四章は、この城塞区という視角を中心に据えて、ランデスヘルシャフトの生成と発展に対する城塞の国制史Ⅱ法制史的意義を、トリール大司教の領国の地方行政組織たる Amtsverfassung と城塞区との関連という側面から論じている。

気づかれるように、城塞区というもう一つの視角が、ランデスヘルシャフトの生成と発展に対する城塞の国制史

Ⅱ 法制史的意義という問題関心と表裏一体をなす形で、濃淡の差こそあれ各章で共通に認められ、本書全体を貫いている。したがって、本書は、考察対象とした地域と時期との同一性に加えて、基本的な問題関心と視角とのそのような一貫性を示すために、纏まりを持つ独立の一書と考えることが許されよう。とりわけ、ランダスヘルシャフトの組織原理たるアムト制と城塞区の間に関連を究明する第四章を完成することによって、一〇年近くの私自身の研究計画に一応の区切りをつけることができたことが、書物として公刊することを決心するに至った大きな理由である。この間の成果を一書に纏めて一里塚とし、自省自強の糧にしたいと考えたのである。また、日本では、戦後フランス史においてシャテルニーに関する研究がかなり蓄積されてきたのに対して、ドイツ史では城塞史研究は未だ創成期にあり共有財産が少ないという事情も、本書の公刊に踏み切った理由である。素より考察の対象が一つの領国に限定されており、城塞区の内部の具体的な姿にまで立ち入って論ずることもしていないことは承知している。しかしながら、この未熟な成果を一書に纏めるに至った背景には、そのような事情があることを御理解頂きたい。

私は学生時代以来現在まで、いちいち記せないほど多くの先学や学友の惜しめない御指導と御援助に導かれて研究を続けることができた。特に、東北大学法学部の小山貞夫先生には、学生時代以来、西洋法制史の全般について測りしれないほどの多くの教えを受けただけでなく、本書の出版のお世話もして頂いた。また、先生からは、とりわけ学問する態度そのものを、自らの実践を通じて、指導して頂いた。先生の絶えざる導きがなかったとしたならば、本書は生れなかったであろう。先生から与えられた学恩に対し、記すべき感謝の言葉を知らない。本書が学会に対して幾らかでも寄与するところがあるならば、そのほとんどは小山先生からの賜物であると考えている。東北大学の、今は亡き世良晃志郎先生からは、学生時代以来先生が他界されるまで、同じく西洋法制史の全般と学問する態度そのものを指導していただいた。先生に対しても、文字通り感謝の言葉を知らない。ここに記して、御冥福

をお祈り申し上げたい。また、九州大学文学部の神寶秀夫氏は、氏が東北大学と東北学院大学におられた頃から一貫して、特にドイツ史について種々の貴重な援助を賜った。さらに、小山貞夫先生を代表とする「法と歴史研究会」は、発表と討論を通じて私に好適な試練の場を与えてくれただけではなく、私の専門外の分野についても多くの有益な知識と問題関心を与えてくれた。本書の第三章は、その概略を同研究会が発表の機会を与えてくれ、ここでの討論を通じて成稿に至ったものである。早稲田大学文学部の小倉欣一氏は、私が大学院学生時代の、問い合わせに応じて、当時の私にとってきわめて貴重なドイツの文献の複写を快く贈ってくださった。以上すべての方々に、心から感謝の意を表したい。さらに、ヴュルツブルク大学のディートマー・ヴィロヴァイト Dietmar Willeweit 教授にも感謝したい。教授は、私が一年間ドイツに留学した際に、初めての外国生活で不慣れの私に対し、学問と生活の両面で援助を惜しまれなかっただけでなく、教授の学問に対する厳しい姿勢と学問的香りは、その後私が研究を進展させていく上で、大きな刺激とも励みともなった。

創文社代表取締役久保井正顕氏は、本書のような書物の出版を快くお引き受け下さっただけでなく、初めての出版で不慣れの私に格別のご配慮を下さった。同編集部の松田真理子氏は、本書出版のための面倒な事務をすべて引き受けられただけでなく、様々の貴重な助言を下さった。特に御礼申し上げたい。

本書の刊行には、平成一一年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）の交付を受けた。関係各位に感謝したい。

一九九九年十二月二七日

金沢にて

櫻井 利夫

目次

序	iii
---	-----

第一章 一四世紀トリール大司教領における城塞とランデスヘルシャフト	三
-----------------------------------	---

——城塞レーエン政策の視角から——

一 はしがき	三
二 築城高権と自由所有城塞	六
三 城塞レーエン政策とランデスヘルシャフト	一二
四 むすび	三四

第二章 トリール大司教バルドゥイーンの城塞政策と領邦国家	四七
------------------------------	----

——レーエン制の視角から——

一 はしがき	四七
二 城塞レーエン政策	五〇
1 マイエン城塞	五〇

2	マールベルク城塞	二五
3	キルブルク城塞	二六
4	モンタバウアー城塞	二六
三	レーエン城塞	二八
1	ビショフシュタイン城塞	二九
2	フェーレン城塞	二九
3	エルレンバッハ城塞とデールバッハ城塞	二九
四	むすび	二九
第三章	トリール大司教領国における城塞と領域政策	二七
一	はしがき	二七
二	大司教バルドゥイーンと文書主義	二八
三	第一次シュミットブルガー・フェーデ	二九
1	はじめに	二九
2	前史	二六
3	経過	二七
四	第二次シュミットブルガー・フェーデ	二八
五	第三次シュミットブルガー・フェーデ	二九

六	むすび	三三
第四章	トリール大司教領国における城塞とアムト制	三五
	——大司教バルドゥイーンの治世（一三〇七—五四年）を中心として——	
一	はしがき	三五
二	アムト制	四〇
三	アムトの中心としての城塞区	四六
	（i）大司教の自由所有城塞（三三） （ii）大司教が實権に基づいて専有する城塞（三五）	
	（iii）大司教が授封したレーエン城塞（三五） （iv）大司教と同盟した城塞（都市）（三六）	
四	むすび	三七
	引用史料・文献一覧	23
	索引（事項・城塞・地名・人名）	1
		21
		37

中世ドイツの領邦国家と城塞

第一章 一四世紀トリール大司教領における城塞とランデスヘルシャフト

——城塞レーエン政策の視角から——

一 はしがき

中世国制史における城塞研究の意義と課題を総括的に論ずるH・エーブナーEbnerによれば、「中世の政治は、そのかなりの部分が城塞政策 *Burgenpolitik* であつた⁽¹⁾」。城塞は、先ず軍事の分野において、中世末期に火砲の登場によってその軍事的意義を減少させる時まで、攻撃の根拠地や引き延ばし戦術の手段としての機能を果たした。換言すれば、中世において、戦争やフェーデの際の戦闘は城塞その他の軍事施設をめぐる戦闘だったのである。次に政治の分野において、城塞は支配の核を構成したものであり、したがって裁判所の所在地及び計画的に建設された経済の中心地としての機能を果たしたことも稀ではない。さらに、法的観点から見ると、城塞住民が周辺領域から隔絶し城塞によって守られている特別の身分集団であるという意識を有した事実とも相俟って、城塞は独自の平和領域 *Friedensbezirk* でもあった。以上ごく簡単に概観しただけでも、城塞は軍事的・政治的・法的意義を有したことが分かるし、中世国制史と法制史の一つの重要な研究対象となりうることが予想される。

次に、ドイツにおける城塞研究史を簡単に概観しておきたい。城塞に対する関心それ自体は、中世末期に火砲が

出現したことに伴って城塞の軍事的意義が低下して以後、近世の初頭に城塞の荒廃が大規模に始まった時に現れた⁽²⁾。しかし、城塞に関する学問的研究、つまり城塞学 Burgenkunde はロマン主義 Romantik の時代、一九世紀初頭に始まった。このロマン主義時代の城塞学は、確かに歴史的考察方法と美術史・建築学的考察方法の両者を併せ持っていたが、しかし城塞を美学的対象と見なす美術史的・建築学的考察方法の方が圧倒的優位に立ち、一九世紀末期には、城塞は芸術の対象であるという評価が確立されるに至った。したがって、一九世紀の段階では、城塞に関する本格的な歴史的研究は未だ始まっていなかったのである。この点での決定的変化は、第一次世界大戦後、特に地域誌研究 landeskundliche Forschung との関連で始まった。この場合に、城塞は定住地・開墾地、近隣交易・遠隔交易、関税、裁判、鉱業、教会、都市との関連において考察され、城塞の起源、その初期の情況、その類型に主な関心が向けられ、防衛システムや防衛線があったことが明らかにされた。とはいえ、城塞の歴史的研究が真に活発化したのは第二次世界大戦終結後であり、「マックス・プランク研究所歴史部門」Max-Planck-Institut für Geschichte (ゲッティンゲン)、「ベルリン・ドイツ科学アカデミー先史・初期史部門」die Sektion für Vor- und Frühgeschichte an der Deutschen Akademie der Wissenschaften zu Berlin、「ヴァーン・オーストリア科学アカデミー城塞委員会」die Burgenkommission an der Österreichischen Akademie der Wissenschaften in Berlin等の研究機関が城塞の歴史的研究に精力的に取り組んでいる。このような動向の中で、「コンスタンツ中世史研究会」Konstanzer Arbeitskreis für mittelalterliche Geschichte も城塞研究に集中的に取り組む、その成果を「ドイツ語圏における城塞——その法制史的及び国制史的意義」Die Burgen im deutschen Sprachraum. Ihre rechts- und verfassungsgeschichtliche Bedeutung, Teil I—II, 1976, hrsg. von H. Patze と題して公刊するに至った。

このように、戦後の（西）ドイツ学界において城塞を巡る法制史・国制史的研究が盛行をみているのに対して、

日本では(西)ドイツ学界において蓄積されてきた研究成果が未だ共有財産となっていないだけでなく、城塞の法制史・国制史的意義を独立の課題として取り上げた研究も少ないように思われる。⁽³⁾この動向の中で、本章はランデスヘルシャフト Landesherrschaft の生成と発展に対する城塞の法制史・国制史的意義を、城塞レーエン政策による城塞周辺地・近隣地の領邦化 Territorialisierung という視角から、具体的に究明することを課題とする。また考察の対象として、トリール大司教バルドゥイーン Balduin (在位一三〇七—五四年) 治世下の大司教領トリール Erzbistum Trier が取り上げられる。トリール大司教の支配権が及んだ城塞は、大司教による建設・征服・売買等に基づく自由所有城塞 landesherrliche Burg と、封臣にレーエンとして授封された城塞 lehensherrliche Burg とに大別されるが、以下の考察は差当り大司教の自由所有城塞に限定される。最後に、一四世紀前半期という中世後期を考察の対象とする本書では、「ランデスヘルシャフト」の用語は、ランデスヘル⁽⁴⁾の人格によって統合された支配権的諸権利 Herrschaftsrechte の集積体の意味で用いられる。

- (1) 以下 H. Ebner, Die Burg als Forschungsproblem mittelalterlicher Verfassungsgeschichte, in: H. Patze (Hrsg.), Die Burgen im deutschen Sprachraum. Ihre rechts- und verfassungsgeschichtliche Bedeutung I (Vorträge und Forschungen, hrsg. vom Konstanzer Arbeitskreis für mittelalterliche Geschichte, Bd. XIX, Teil I, 1976), S. 11 f. 244⁹。
- (2) 以下 H. Ebner, a. a. O., S. 15 f.; F. Uhlhorn, Die territorialgeschichtliche Funktion der Burg, in: Blätter für deutsche Landesgeschichte, 103. Jahrgang, 1967, S. 11 244⁹。
- (3) この点に関して野崎直治「ヨーロッパ中世の城」(一九八九年)、「あとがき」(二一九頁以下参照。ドイツ国制史の分野において、筆者の知る限りでは、服部良久「中世におけるブルクと都市——ドイツ学界におけるブルク研究の新動向にふれて——」(『史林』、六二巻六号、一九七九年)、野崎直治「上掲書、同「ヨーロッパにおける城塞研究の現状と課題」(二歴史と地

理』三七五号、一九八六年)、後に同『ドイツ中世社会史の研究』(一九九五年)、所収、若曾根健治「城にたいする刑事手続点描——ザクセンシュビーゲルを中心に——」(『熊本法学』、五七号、一九八八年)を挙げうるのみである。これに対し、フランス史における城塞研究のわが国の状況に関して、若曾根、上掲論文、一七九頁註(7)を参照。なおドイツとフランスの間に位置するフランドルに関し、搞浩「フランドル伯領城主支配圏制度に関する一説——ガンスホーフ「シャアテルニー裁判廷研究」——」(『神戸法学雑誌』、一五巻一号、一九六五年)、同「フランドル伯領城主支配圏序説——ことにベルギー史学の動きをめぐって——」(『法学』、三〇巻一号、一九六六年)の姉妹篇を参照。

(4) 下記の二つに關し、D. Willoweit, *Die Entwicklung und Verwaltung der spätmittelalterlichen Landesherrschaft*, in: Kurt G. A. Jeserich, H. Pohl und G.-Ch. von Unruh (Hrsg.), *Deutsche Verwaltungsgeschichte*, Bd. 1, 1983, S. 67; E. Schubert, *Fürstliche Herrschaft und Territorium im späten Mittelalter*, 1996, S. 63を参照。

二 築城高権と自由所有城塞

カローリング時代のピートルの勅令 *Edikt von Pitres* (八六四年)以後一二世紀中葉までは、軍事罰令権を保持する国王⁽¹⁾、つまりフランク国王ないしドイツ国王が築城高権の担い手であった。本来国王の専属的高権(レガリエン *Regalien*)たるこの権利は、既にカローリング時代に、帝国防衛の防塞であるとともに攻撃戦のための進発基地たるマルクの指揮官マルクグラフ Markgraf (辺境伯)に譲与されていたが、一二世紀後期の皇帝フリードリヒ一世・バルバロッサ Friedrich I. Barbarossa (在位一一五二—九〇年)の時代には、国王の代理人たるグラーフ Graf の許可を得れば築城が可能となった。⁽²⁾ 皇帝フリードリヒ二世 Friedrich II. (在位一二一二—五〇年)の二つの諸侯法 *Fürstengesetze* すなわち一二二〇年の *Confoederatio cum principibus ecclesiasticis* (教会諸侯との協約)と一二三二—三三年の *Statutum in favorem principum* (諸侯の利益のための取り決め)は、関税徴収権・

貨幣鑄造權等のレガリーエンと共に、築城高權をも教俗諸侯のために一般的に放棄した⁽³⁾。もっとも教俗諸侯は、この諸侯法制定以前から既に、個別的な特權付与状または国王による暗黙の承認に基づいて築城高權を行使しており、諸侯ほど高級でない貴族でさえも、王權が弱体であった時期に自力で城塞を建設していた⁽⁴⁾。トリール大司教が築城高權を獲得した時期を確定することは不可能であるが、R・ラウフナー Lautner は、大司教ヨハン一世 Johann I の時代(一一九〇—一二二二年)、一三世紀初頭に七つの自由所有城塞が存在した事実に基づき、トリール大司教は、フリードリッヒ二世の諸侯法制定以前に、築城高權を要求していたと推論する⁽⁵⁾。

さて、大司教バルドゥイーンは歴代のトリール大司教の中で最大の城塞政策家と目されているのみならず、帝国レベルにおいても最も重要な城塞政策家であると評価されている⁽⁷⁾。彼が一二三〇七年二月七日弱冠二二歳の若さで大司教に選挙された時、大司教教会トリールの自由所有城塞は既に、アルケン・トウラント Alken-Thurandt、ベルンカステル Bernkastel、コッヘム Cochem、グリムブルク Grimburch、ハルテンフェルス Hartenfels、クロッテン Klotten、コーペンツの城塞 Burg zu Koblenz、キルブルク Kyllburg、マルブルク Malberg、マンダーシャイト Manderscheid、マイエン Mayen、モンタビューアー Montabauer、ザールブルク Saarburg、カニン・シュトルツェンフェルス Kapellen-Stolzenfels、トライス Treis、ヴェルシュヴィリッヒ Welschwillig、アラッ Arras、エーレンブライトシュタイン Ehrenbreitstein、ノイアーブルク・バイ・ヴィットリッヒ Neuenburg bei Wittlich、プファルツェル Pfalz、トリールの宮殿 Palast Trier の二箇所に達していた⁽⁸⁾。とつて、翌一三〇八年聖靈降臨の大祝日 Pfingstag に司教都市トリールに入城したバルドゥイーンが目にしたのは、前任大司教ディーター・フォン・ナッサウ Dieter von Nassau (在位一三〇〇—〇七年)と国王アルブレヒト一世 Albrecht I. (在位一二九八—一三〇八年)の間の闘争の裡に疲弊し切り危機的情況に陥っていた大司教領の有様であった⁽⁹⁾。この